

「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立筑穂中学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、飯塚市立筑穂中学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにすることを目的とする。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

□基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止のために、いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。また、いじめが発見された時は、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念で対応しなければならない。

本方針は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるとともにいじめを絶対にしない・許さない・見逃さない態度を育成することを旨として、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

□いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

□いじめ解消について

○いじめ解消の基本姿勢

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者（飯塚市教育委員会）又は、学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 校内組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

【組織の名称】いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

【組織の構成員】校長、教頭、生徒指導主事、補導、養護教諭

生徒指導・教育相談係、生徒会係代表、いじめ事案の該当担任

スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）

イ 校内組織の役割

- 年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCAサイクルによるいじめ問題への取組の検証等
- 定期的な開催（週1回）、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(3) 関係機関との連携

- 警察への相談・通報
- 飯塚市いじめ問題対策連絡協議会
- 要保護児童対策連絡協議会
- 校区ケース会議
- 学校警察連絡協議会
- 児童相談所・少年サポートセンター等との連携

(4) 報告体制

- いじめの報告体制

いじめを発見した場合には教員一人に対処することなく、学年教員、管理職に報告・連絡・相談を行い、場合によっては、生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を緊急開催し、情報の収集・記録、

いじめの判断，対応方針の決定を行う。

(5) いじめの問題に関する教員研修

- ☐ いじめの問題についての適切な認知と共通理解に関する研修
- ☐ いじめの問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修
- ☐ 教職員の資質を高める研修

(6) いじめの問題への対応【年間計画・いじめの問題への対応の手順・重大事態への対応体制・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ】

ア いじめの未然防止の取組

- ☐ 豊かな人間性を育む教育活動の推進
- ☐ 生徒指導の視点に立つ授業づくり
- ☐ 生徒会活動・体験的活動・学級活動・校長による講話

イ いじめの早期発見の取組

- ☐ 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」（令和3年3月福岡県教育委員会）等を活用した早期発見の取組の実施
- ☐ 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月1回の実施
- ☐ 「いじめに特化した無記名アンケート」「学校生活・環境多面調査」等の学期1回程度の実施
- ☐ 教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：学期1回程度）
- ☐ 相談ポストの設置及び活用
- ☐ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- ☐ 年間計画の作成（**別紙1** 年間指導計画（例））

ウ いじめの早期対応の取組

- ☐ いじめに対する基本姿勢

いじめ問題への取組にあたっては，学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち，学校全体で組織的な取組を行うことが必要である。そのためには，早期発見・早期対応はもちろん，いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては，いじめ問題への組織的な取組を推進するため，校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「生徒指導委員会（いじめ対策委員会）」を設置し，それを中心として，教職員全員で共通理解を図り，共通認識の上で，学校総体として組織的に総合的ないじめ対策を行う。

また，組織が有効に機能しているかについては定期的に点検・評価を行い，生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切であるとする。

- ☐ 1次・2次・3次対応による支援と指導等（**別紙2**参照）
（いじめられた児童生徒への対応，いじめた児童生徒への対応，保護者との連携）
- ☐ 市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用
- ☐ 警察等との連携（通報）

エ 重大事態への対処

□重大事態の定義

いじめ防止対策推進法において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

□重大事態の対応体制と報告（別紙3，別紙4参照）

重大事態の判断を行うのは、学校の設置者（飯塚市教育委員会）又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者（飯塚市教育委員会）又は学校として判断したということであり、重大事態の疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。

学校は重大事態が発生した旨を、学校の設置者（飯塚市教育委員会）を経由して地方公共団体の長（飯塚市長）に速やかに報告する。学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者（飯塚市教育委員会）に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。

□調査を行うための組織

重大事態調査は学校の設置者（飯塚市教育委員会）又は学校が行うものとされており、どちらが主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者（飯塚市教育委員会）が行う。調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。その組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

□調査結果の提供及び報告

対象児童生徒・保護者に対しては、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係、学校及び学校の設置者（飯塚市教育委員会）の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童生徒・保護者に対しても上記で説明した方針に沿って、調査報告書の内容について説明を行う。

地方公共団体の長（飯塚市長）への調査結果の説明は、原則として、学校の設置者（飯塚市教育委員会）が行う。

□調査結果を踏まえた対応

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく必要がある。また、対象児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行う必要がある。

対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。市区町村教育委員会（飯塚市教育委員会）においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することもある。

事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合がある。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要である。

いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要である。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、児童生徒等の福祉に関する相談・支援を要する場合におけるこども家庭センターなど、各地方公共団体の首長部局等と連携し、関係機関等による支援につなげる。

学校においては、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討する。市区町村教育委員会（飯塚市教育委員会）においては、出席停止措置の活用も検討する。

調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。当該学校や学校の設置者（飯塚市教育委員会）においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組まなければならない。

（７）ネット上のいじめへの対応

- ☐ 情報モラル教育の実施
- ☐ 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

（８）教育相談体制

- ☐ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置
- ☐ 子どもホットライン２４などの相談窓口の周知

（９）保護者・地域等への働きかけ

- ☐ ＰＴＡ行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- ☐ いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- ☐ 年度の集計において、いじめの認知件数が零（０）であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する

（１０）取組状況の評価

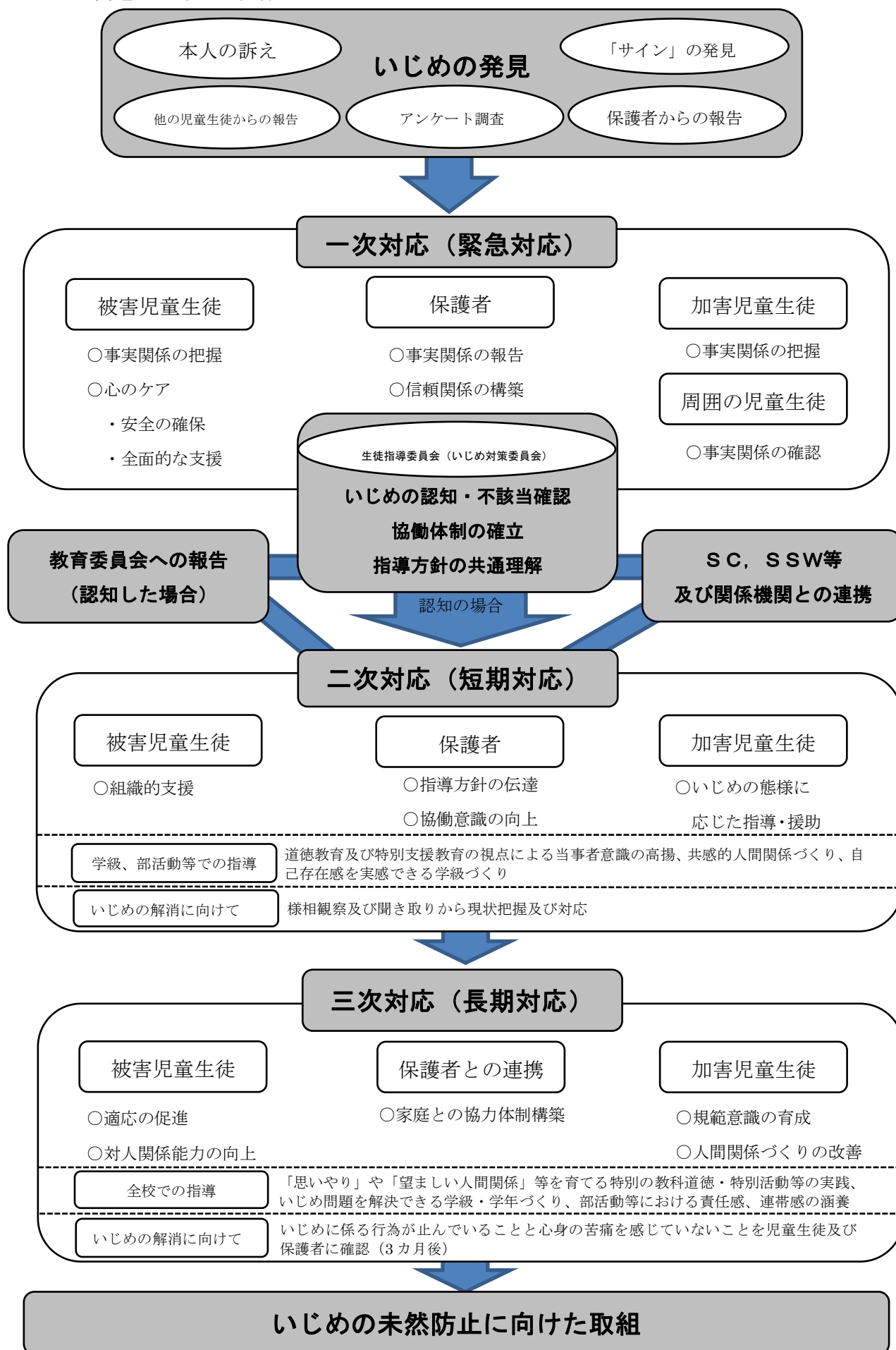
- ☐ 学校評価・教員評価の実施
- ☐ 各学期の取組を評価・分析

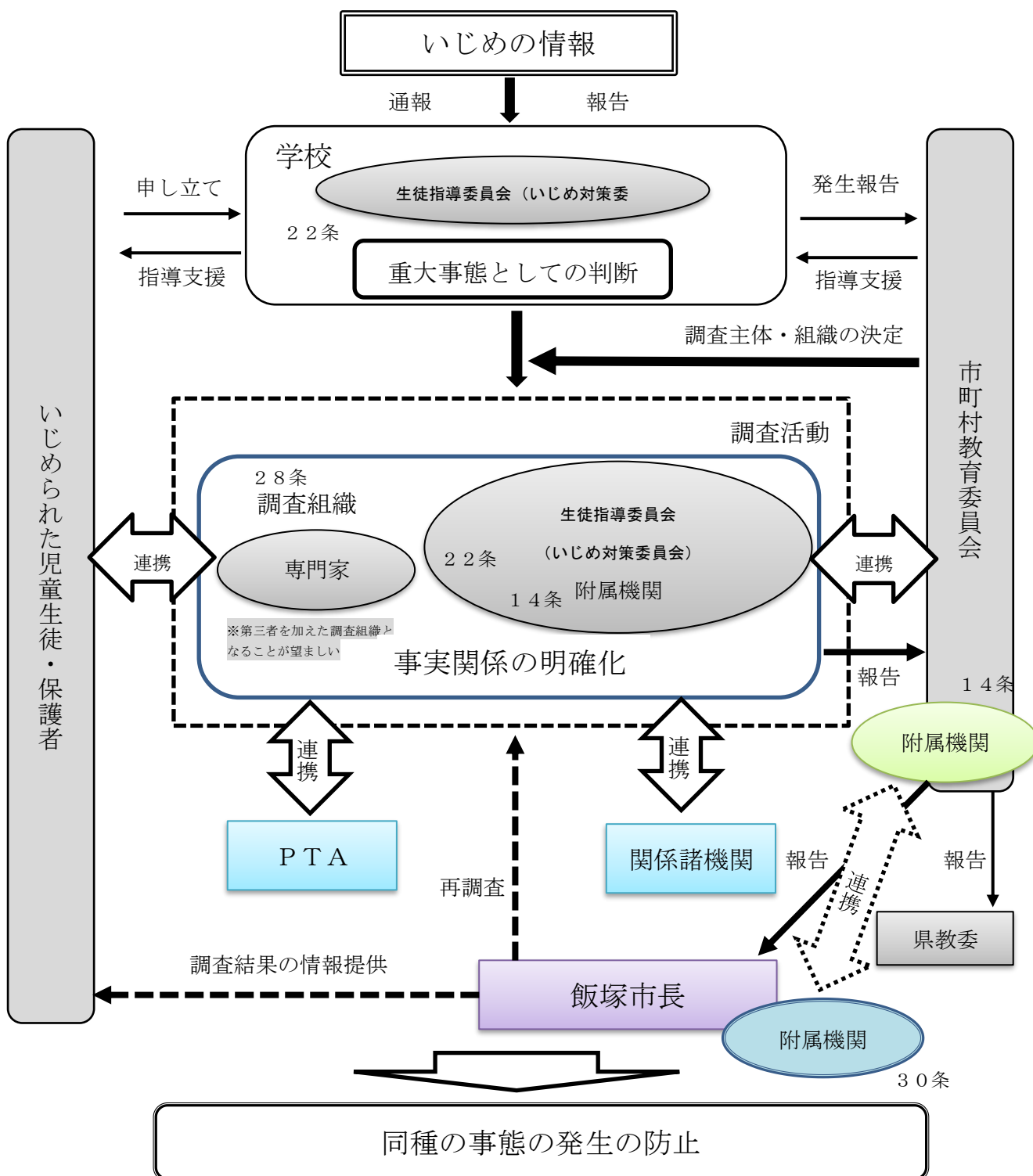
（１１）学校評価・教員評価

- ☐ アンケート等による学校評価

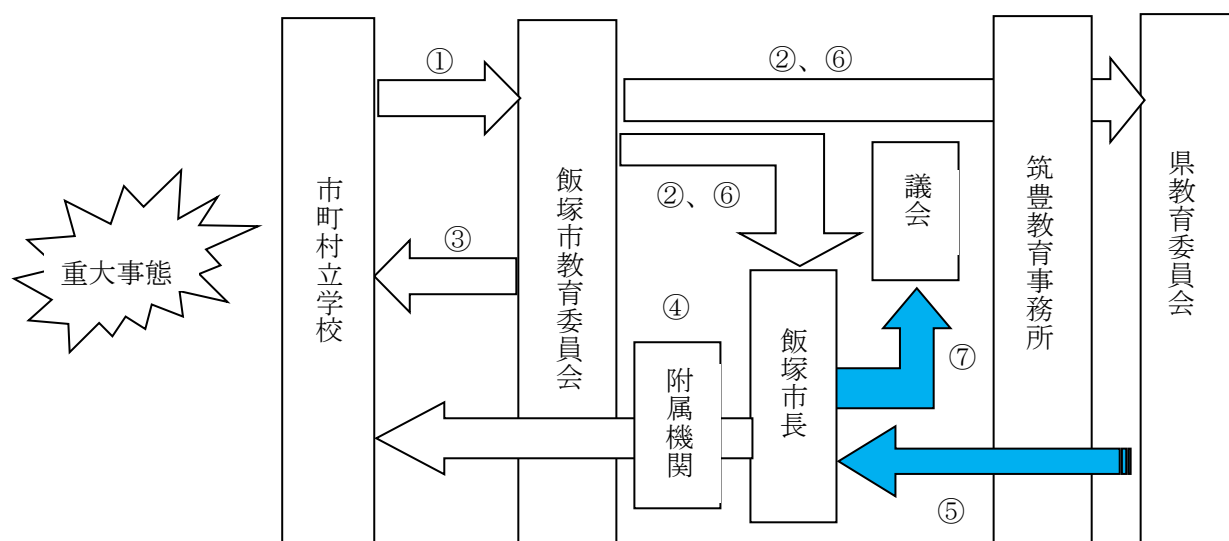
月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (＊月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会) ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	・学校いじめ防止基本方針の公表・周知 ●いじめを生まない教育活動の推進 ▲	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談 ▲	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会) ・児童生徒理解のための職員会議	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート,「学校生活・環境多面調査」(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点に立つ児童生徒理解の研修会	・長期休業明け前の気になる児童生徒への連絡等	・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)	・いじめ問題への保護者等向け研修会等の開催	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート,「学校生活・環境多面調査」(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)		
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート,「学校生活・環境多面調査」(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)	・学校評価・教員評価の実施	・年間の取組を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」,「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ▼	＊生徒指導委員会(いじめ対策委員会)	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付 ▼	

・ いじめの問題への対応の手順





重大事態が発生した場合、市町村立学校は、直ちに当該市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は市町村長及び県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 調査組織（学校の設置者が学校）の決定及び調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）